

地域基準雇用者数が当該個人の当該適用年の」を、「控除した数」の下に「。以下この項において「調整基準雇用者数」という。」を超える場合には、当該調整基準雇用者数を加え、同条第四項第一号中「平成二十八年」を「平成三十年」に、「第五号及び第十号」を「第六号及び第十一号」に改め、同項第三号中「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第四号中「第六号及び第九号」を「第七号及び第十号」に改め、同項第十号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「他の者」の下に「（当該個人が非居住者である場合の所得税法第二百六十二条第一項第一号に規定する事業場等を含む。）」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第十号」を「第十一号」に、「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 特定地域基準雇用者数 適用年の一月一日において地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十
三号）第七条に規定する同意雇用開発促進地域内に所在する個人の事業所（当該適用年において第二
項の規定の適用を受ける場合には、その適用に係る次号に規定する特定業務施設を除く。）において

当該適用年に新たに雇用された次に掲げる要件を満たす雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該事業所に勤務するものの数（その数が当該事業所のみを当該個人の事業所とみなした場合における当該適用年の基準雇用者数を超える場合には、その超える部分の数を控除した数）として政令で定めるところにより証明がされた数をいう。

イ 当該個人との間で労働契約法（平成十九年法律第二百一十八号）第十七条第一項に規定する有期労働契約以外の労働契約を締結していること。

ロ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する短時間労働者でないこと。

第十条の五第五項中「前項第九号」を「前項第十号」に改め、同条第七項中「に、これら」を「にこれら」に、「なる基準雇用者数」を「なる特定地域基準雇用者数」に、「記載された基準雇用者数」を「記載された特定地域基準雇用者数」に改め、同条第九項中「雇用者」を「特定の地域において雇用者」に改める。

第十条の五の三第一項中「第十条の五の規定の適用を受ける年及び」を削り、「当該雇用者給与等支給

増加額」の下に「（その年において第十条の五の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特定地域基準雇用者数、同条第二項に規定する地方事業所基準雇用者数及び同条第三項に規定する地方事業所特別基準雇用者数の算定の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）」を加え、同条第四項中「に、同項」を「に同項」に改める。

第十条の五の四を削る。

第十条の六第一項中「所得税額超過額」を「調整前事業所得税額超過額」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を削り、同項第八号中「第十条の五の三第一項」を「前条第一項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号を同項第九号とし、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号の二を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の二を同項第三号とし、同条第三項から第五項までの規定中「所得税額超過額」を「調整前事業所得税額超過額」に改める。

第十一条の三を削る。

第十三条第一項中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に、「のうちその年」

を「で、障害者が労働に従事する事業所にあるものとして政令で定めるもののうちその年の指定期間内」

に、「除ぐ。以下この条」を「除ぐ。以下の項及び次項」に、「機械装置等」を「障害者使用機械等」に改め、「にその年の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額」を削り、同条第二項中

「機械装置等」を「障害者使用機械等」に改め、同条第三項第一号を次のように改める。

一 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第二号に規定する身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者及び同法第六十九条に規定する精神障害者をいう。

第十三条第三項第五号中「第二条第六号」を「第六十九条」に改め、「のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者」を削り、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第十四条第一項中「の日から平成二十八年二月三十一日」を「の日から平成二十九年三月三十一日」に、「に次の各号に掲げるサービス付き高齢者向け賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した」を「の百分の百十（当該サービス付き高齢者向け賃貸住宅のうちその新築の時における同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百十四）に相当する」に改め、同項各号を削る。

第十四条の二第二項第一号中「第十九条の二第十項」を「第十九条の二第十一項」に改める。

第十五条第一項中「個人で、」を「個人で特定総合効率化計画（）に、「認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認」を「総合効率化計画のうち同条第三項各号に掲げる事項が記載されたものをいう。以下この項において同じ。）について同条第一項の認定」に、「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、「倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される」を削り、「若しくは構築物のうち」を「並びに構築物のうち、」に、「流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画」を「その認定に係る特定総合効率化計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定があつた場合には、その変更後のもの）」に、「この条」を「この項及び次項」に、「事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ）を「倉庫業法（昭和三十一年法律第百二十一号）第二条第二項に規定する倉庫業（以下この項において「倉庫業」という）に、「事業の」を「倉庫業の」に改め、「不動産所得の金額又は」を削る。

第十九条第一号中「第十条の五の四」を削る。

第二十条第一項中「平成二十八年」を「平成三十年」に改め、「を含む。」の下に「の百分の八十」を加え、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第六項から第八項までの規定中「死亡した」を「死亡の」に改める。

第二十一条第一項中「平成二十八年三月三十日」を「平成三十年三月三十日」に、「以下この条において「維持管理積立金」という。」を「」のうち同法第八条の五第一項（同法第十五条の二）において準用する場合を含む。）に規定する通知する額に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改める。

第二十二条第一項中「平成二十八年三月三十日」を「平成三十一年三月三十日」に、「当該積み立てた」を「その積み立てた」に改め、同条第三項中「三年」を「五年」に改め、同条第四項中「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項第二号中「取りくずした」を「取り崩した」に改める。

第二十四条の二第四項中「（第十三条の規定を除ぐ。）」を削る。

第二十六条第一項第三号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に「（昭和二十五年法律第一百二十三号）」を加える。

第二十八条の二第一項中「平成二十八年三月三十日」を「平成三十年三月三十日」に改める。

第二十八条の二第九項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第二十八条の二第七項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする】に改め、同条第十一項中「（第十三条の規定を除く。）」を削る。

第二十九条の二の前の見出しを削り、同条に見出しつとして「（特定の取締役等が受ける新株予約権等の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）」を付し、同条第一項ただし書中「並びに次条第一項に規定する特定外国新株予約権（次項第一号において「特定外国新株予約権」という。）」を削り、「の合計額」を「との合計額」に改め、同条第二項第二号中「又は特定外国新株予約権」を削る。

第二十九条の二を削り、第二十九条の四を第二十九条の三とし、第二十九条の五を削り、第二十九条の六を第二十九条の四とする。

第三十条の二第七項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条

第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第三十条の二第五項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする」に改める。

第三十一條の二第九項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第三十二条の二第七項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第二条第一項第十号に規定する確定申告書」とする」に改める。

第三十二条の三第二項中「おいて、」を「おいて」に改め、「第一百十条第一項」の下に「又は第一百条の一第一項」を加え、「又は施設建築物に関する権利」を「に関する権利又は施設建築物に関する権利（を取得する権利）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」に、「とき又は」を「とき、又は」に、「第一百十八条の二十五の二第一項」を「第一百十八条の二十五の三第一項」に改め、同条第三項中「同項に規定する」を「同項の」に改め、「第一百十条第一項」の下に「又は第一百条の二第一項」を加え、「又は」を「若しくは」に、「又は同項」を「又は前項」に、「第一百十八条の二十五の二第一

一項」を「第百八条の二十五の三第一項」に、「前項に規定する権利」を「前項の施設建築物の一部を取得する権利」に、「又は地上権の共有持分」を「若しくは地上権の共有持分（都市再開発法第百十条の二第一項の規定により定められた権利変換計画に係る施設建築敷地に関する権利又は施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。）若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権又は前項に規定する給付を受ける権利」に改め、「第百四条第一項」の下に「（同法第百十条の二第六項又は第百十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、「第百八条の二十五の二第三項」を「第百十八条の二十五の三第三項」に改め、同条第四項中「又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権」を削り、「第二百五十五条から第二百五十七条まで」を「第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項」に、「防災施設建築敷地若しくは」を「防災施設建築敷地に関する権利又は」に、「権利又は」を「権利を取得する権利」又は「に、「に関する権利」」を「若しくはその使用収益権」に改め、同条第五項中「同項に規定する」を「同項の」に、「第二百五十五条又は第二百五十七条」を「第二百五十五条第一項又は第二百五十七条第一項」に、「前項に規定する」を「前項の」に改め、「地上権の共有持分」の下に「（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条第一項の規定によ

り定められた権利交換計画に係る防災施設建築敷地に関する権利又は防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。」を、「第二百四十八条第一項」の下に「（政令で定める規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第三十三条の五第一項第一号中「とき。」を「とき」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項」を削り、「とする」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「租税特別措置法第三十二条の五第一項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第二項第二号及び第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「租税特別措置法第一条第一項第十号に規定する確定申告書」とするに改める。

第三十二条の六第一項中「若しくは第一百十条第二項」を削り、「よる施設建築物の一部若しくは」の下に「同法第一百十条第三項若しくは第一百十条の二第四項の規定による同法第一百十条第二項（同法第一百十条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「第一百八条の二十五の二第三項」を「第一百八条の二十五の三第三項」に、「。以下この条」を「。第二号」に、「受けた資産（以下この条）を「受けた資産（以下この項）に改め、同項第二号中「第三十二条第二項」を「同条第二項」に改め、同条第二項

中「（第十三条の規定を除く。）」を削る。

第三十五条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

個人の有する資産が、居住用財産を譲渡した場合に該当することとなつた場合には、その年中にその該当することとなつた全部の資産の譲渡に対する第三十一条又は第三十二条の規定の適用については、次に定めるところによる。

第三十五条第三項中「添附」を「添付」に、「並びに同項の明細書及び」を「及び同項の」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「及び同項の規定に該当する事情」を「その他の財務省令で定める事項」に、「その他」を「その他の」に、「添附」を「添付」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第一項の次に次の九項を加える。

2 前項に規定する居住用財産を譲渡した場合は、次に掲げる場合（当該個人がその年の前年又は前々年において既に同項（次項の規定により適用する場合を除く。）又は第三十六条の二、第三十六条の五、第四十一条の五若しくは第四十一条の五の二の規定の適用を受けている場合を除く。）をいう。

一 その居住の用に供している家屋で政令で定めるもの（以下この項において「居住用家屋」とい

う。）の譲渡（当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対するもの及び所得税法第五十八条の規定又は第三十三条から第三十三条の四まで、第三十七条、第三十七条の四、第三十七条の七、第三十七条の九の四若しくは第三十七条の九の五の規定の適用を受けるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）又は居住用家屋とともにするその敷地の用に供されている土地若しくは当該土地の上に存する権利の譲渡（譲渡所得の基準となる不動産等の貸付けを含む。以下この項及び次項において同じ。）をした場合

一 災害により滅失した居住用家屋の敷地の用に供されていた土地若しくは当該土地の上に存する権利の譲渡又は居住用家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたものの譲渡若しくは居住用家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたものとともにその敷地の用に供されている土地若しくは当該土地の上に存する権利の譲渡を、これらの居住用家屋が当該個人の居住の用に供されなくなつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の一月三十一日までの間にした場合

3 相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項から第五項までにおいて同じ。）による被相続人居住用家屋及び被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした個人が、平成二十八年

四月一日から平成三十一年十二月三十一日までの間に、次に掲げる譲渡（当該相続の開始があつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間にしたものに限るものとし、第三十九条の規定の適用を受けるもの及びその譲渡の対価の額が一億円を超えるものを除く。以下この条において「対象譲渡」という。）をした場合（当該個人が既に当該相続又は遺贈に係る当該被相続人居住用家屋又は当該被相続人居住用家屋の敷地等の対象譲渡についてこの項の規定の適用を受けている場合を除く。）には、第一項に規定する居住用財産を譲渡した場合に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

一 当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋（当該相続の時後に当該被相続人居住用家屋につき行われた増築、改築（当該被相続人居住用家屋の全部の取壊し又は除却をした後にするもの及びその全部が滅失をした後にするものを除く。）、修繕又は模様替に係る部分を含むものとし、次に掲げる要件を満たすものに限る。以下この号において同じ。）の政令で定める部分の譲渡又は当該被相続人居住用家屋とともにする当該相続若しくは遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等（イに掲げる要件を満たすものに限る。）の政令で定める部分の譲渡

イ 当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

ロ 当該譲渡の時において地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるものに適合するものであること。

一 当該相続又は遺贈により取得をした被相続人居住用家屋（イに掲げる要件を満たすものに限る。）の全部の取壊し若しくは除却をした後又はその全部が滅失をした後における当該相続又は遺贈により取得をした被相続人居住用家屋の敷地等（ロ及びハに掲げる要件を満たすものに限る。）の政令で定める部分の譲渡

イ 当該相続の時から当該取壊し、除却又は滅失の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

ロ 当該相続の時から当該譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと。

ハ 当該取壊し、除却又は滅失の時から当該譲渡の時まで建物又は構築物の敷地の用に供されていたこと。

ことがないこと。

4 前項及び次項に規定する被相続人居住用家屋とは、当該相続の開始の直前において当該相続又は遺贈に係る被相続人（包括遺贈者を含む。第三号及び同項において同じ。）の居住の用に供されていた家屋（次に掲げる要件を満たすものに限る。）で政令で定めるものをいい、前項及び次項に規定する被相続人居住用家屋の敷地等とは、当該相続の開始の直前において当該被相続人居住用家屋の敷地の用に供されていた土地として政令で定めるもの又は当該土地の上に存する権利をいう。

一 昭和五十六年五月三十一日以前に建築されたこと。

二 建物の区分所有等に関する法律第一条の規定に該当する建物でないこと。

三 当該相続の開始の直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと。

5 第三項の規定は、当該相続又は遺贈による被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等の取得をした相続人（包括受遺者を含む。次項から第八項までにおいて「居住用家屋取得相続人」という。）が、当該相続の時から第三項の規定の適用を受ける者の対象譲渡をした日の属する年の十二月三十一日までの間に、当該対象譲渡をした資産と当該相続の開始の直前において一体として当該被相続人

の居住の用に供されていた家屋（当該相続の時後に当該家屋につき行われた増築、改築（当該家屋の全部の取壊し又は除却をした後にするもの及びその全部が滅失をした後にするものを除く。）、修繕又は模様替に係る部分を含む。）で政令で定めるもの又は当該家屋の敷地の用に供されていた土地として政令で定めるもの若しくは当該土地の上に存する権利（次項において「対象譲渡資産一体家屋等」という。）の譲渡（譲渡所得の基準となる不動産等の貸付けを含み、第三十三条の四第一項に規定する収用交換等による譲渡その他の政令で定める譲渡（次項において「収用交換等による譲渡」という。）を除く。以下この条において「適用前譲渡」という。）をしている場合において、当該適用前譲渡に係る対価の額と当該対象譲渡に係る対価の額との合計額が一億円を超えることとなるときは、適用しない。

6 第三項の規定は、居住用家屋取得相続人が、同項の規定の適用を受ける者の対象譲渡をした日の属する年の翌年一月一日から当該対象譲渡をした日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に、対象譲渡資産一体家屋等の譲渡（譲渡所得の基準となる不動産等の貸付けを含み、収用交換等による譲渡を除く。以下この条において「適用後譲渡」という。）をした場合において、当該適用後譲渡に係る対価の額と当該対象譲渡に係る対価の額（適用前譲渡がある場合には、前項の合計額）との合

計額が一億円を超えることとなつたときは、適用しない。

7 第三項の規定の適用を受けようとする者は、他の居住用家屋取得相続人に対し、対象譲渡をした旨、

対象譲渡をした日その他参考となるべき事項の通知をしなければならない。この場合において、当該通知を受けた居住用家屋取得相続人で適用前譲渡をしている者は当該通知を受けた後遅滞なく、当該通知を受けた居住用家屋取得相続人で適用後譲渡をした者は当該適用後譲渡をした後遅滞なく、それぞれ、当該通知をした者に対し、その譲渡をした旨、その譲渡をした日、その譲渡の対価の額その他参考となるべき事項の通知をしなければならない。

8 対象譲渡につき第三項の規定の適用を受けている者は、第六項の規定に該当することとなつた場合には、居住用家屋取得相続人がその該当することとなつた適用後譲渡をした日から四月を経過する日までに当該対象譲渡をした日の属する年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならない。

9 前項の規定に該当する場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、当該申告書に記載すべきであつた所得金額、所得税の額その他の事項につき国税通則法第二十四条又は第

二十六条の規定による更正を行う。

- 10 第三十三条の五第三項の規定は、第八項の規定による修正申告書及び前項の更正について準用する。
この場合において、同条第三項第一号及び第二号中「第一項に規定する提出期限」とあるのは「第三十五条第八項に規定する提出期限」と、同号中「第三十三条の五第一項」とあるのは「第三十五条第八項」と読み替えるものとする。
- 第三十五条に次の一項を加える。
- 13 第四項から前項までに定めるもののほか、適用前譲渡及び適用後譲渡の対価の額の算定の方法その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第二十六条の二第一項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改め、「第三十五条第一項」の下に「（同条第三項の規定により適用する場合を除く。）」を加え、同条第二項中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める。
- 第三十六条の五中「平成二十七年十二月三十一日」を「平成二十九年十二月三十一日」に改める。
- 第三十七条第一項中「（以下第三十七条の二）」を「（以下同条）」に改め、同条第九項中「第五条第四項

第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第三十七条の三第三項中「（第十三条の規定を除く。）」を削る。

第三十七条の十一の三第四項中「個人番号を有しない者」の下に「その他政令で定める者」を加え、同条第五項中「課税未成年者口座」の下に「を構成する口座」を加える。

第三十七条の十一の六第四項第一号中「次に掲げる」の下に「利子等又は」を加える。

第三十七条の十二の二第二項に次の一号を加える。

十一 所得税法第六十条の二第一項又は第六十条の三第一項の規定により行われたものとみなされた上場株式等の譲渡

第三十七条の十三第一項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第三十七条の十四第五項第三号中「当該勘定設定期間の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日」を「（当該勘定設定期間がイに掲げるものである場合には、当該勘定設定期間及び平成二十五年一月一日）に、「次項及び第十三項」を「次項第一号」に、「の住所」を「の住所）」に改め、同号イ中「期間 平成二十五年一月一日」を「期間」に改め、同号口中「平成三十三年十二月三十一日までの期間 平

成二十九年一月一日」を「平成三十五年十二月三十日までの期間」に改め、同号ハを削り、同条第六項中「その者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）及び基準日における国内の住所その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に、基準日における国内の住所を証する書類として政令で定める書類を添付して」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を」に改め、「これを」を削り、「（当該）を」「（次の各号の）」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前項第三号イに掲げる勘定設定期間の非課税適用確認書の交付を受けようとする場合 その者の氏名、生年月日、住所（国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所。以下この条において同じ。）及び個人番号（既に個人番号を告知している者として政令で定める者（第九項において「番号既告知者」という。）にあつては、氏名、生年月日及び住所。以下この項から第八項までにおいて同じ。）並びにその者の基準日における国内の住所その他の財務省令で定める事項を記載した申請書及び当該基準日における国内の住所を証する書類として政令で定める書類

二 前項第三号ロに掲げる勘定設定期間の非課税適用確認書の交付を受けようとする場合 その者の氏